

巡回児童相談を行います

相談を希望される方は、5月10日（金）までに電話にてお申し込みください。なお、相談は児童相談所がお子さんの状況を判断し決定しますので、必要性が高い方を優先することがあります。また、希望の相談時間を調整する場合がありますのであらかじめご了承ください。

日時	6月18日（火） 午前10時～午後4時30分	
場所	申し込み状況によって、次のいずれかの会場で実施します。	
	日高地区	門別地区
	・日高町民センター	・門別公民館（本町地区） ・富川公会堂（富川地区）
相談担当者	室蘭児童相談所 児童福祉司 判定員	
相談内容	療育手帳の再判定、しつけ相談、言葉の障害、身体障害等、学校に行きたがらない、その他、子どものことで困っていること	
相談料	無料	
その他	・療育手帳をお持ちの方で再判定の時期が近い方は、相談を受けることをお勧めします。 ・次回の巡回児童相談の実施予定日は8月6日（火）を予定しています。	

問・申 役場子育て健康課 子育て支援グループ ☎ 01456-2-6183
 総合支所地域住民課 福祉・保険グループ ☎ 01457-6-3173

北海道の交通事故相談所をご利用ください

北海道では、交通事故相談所を設置し、専門の相談員が無料で相談に応じています。

- ◎ 交通事故にあったが、どうしたらよいかわからない。
- ◎ 損害賠償の額が適正かどうか知りたい。
- ◎ 示談をどのように行ったらいいかわからない。
- ◎ 残された遺児への生活資金等の手当てを知りたい・・・など

相談場所	北海道庁 北海道交通事故相談所 札幌市中央区北3条西6丁目 道庁1階
問い合わせ先	☎ 011-204-5220（直通） 050-3533-4703（IP電話） ※IP電話は、市外局番が011以外にお住まいの方がご利用頂くと、通話料金が割安となります FAX 011-232-7452 ✉ kansei.dousei2@pref.hokkaido.lg.jp ※お急ぎの方はお電話にてご相談ください。 ※件名に「交通事故相談」と必ず入れてください。
相談受付時間	午前9時～午後4時30分（相談は午後5時で終了となります。） ※土・日・祝及び年末年始（12月29日～1月3日）を除きます。

問 役場住民生活課 環境生活・アイヌ政策グループ ☎ 01456-2-6182



防災行政無線などを用いた情報伝達訓練の実施

全国瞬時警報システム（Jアラート）を用いた防災行政無線による情報伝達訓練が行われます。

Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

問 役場総務課 情報防災グループ
 ☎ 01456-2-5131

訓練実施日時
 5月22日（水） 午前11時00分頃

防災行政無線放送内容
 町内に設置してある防災行政無線から一斉に、次のように放送されます。
 【放送内容】
 上りチャイム音
 + 「これは、Jアラートのテストです。」×3
 + 「こちらは、ぼうさい日高です。」
 + 下りチャイム音



不妊治療費を助成します

少子化対策の一環として、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的に、不妊治療に要する費用を助成します。助成を希望する方には必要書類をお渡ししますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。

対象者	次の要件をすべて満たす方 ①婚姻している夫婦（事実婚関係にある者も含む） ②夫婦ともに町内に住所を有する方 ③夫婦ともに医療保険各法による被保険者、組合員または被扶養者である方 ④夫婦ともに町税等に滞納がない方
-----	---

助成対象の治療等	助成額
医療保険適用の一般不妊治療 （タイミング法、人工授精等）	全額助成
医療保険適用の特定不妊治療 （体外受精、顕微授精、男性不妊治療等）	全額助成
特定不妊治療に伴い実施する先進医療 （厚生労働省で告示された技術）	上限10万円
先進医療の受診に要する交通費（上限5回）	自宅から医療機関までの距離に応じた額

必要な書類等	①日高町一般不妊治療医療機関受診等証明書または日高町特定不妊治療医療機関受診等証明書（治療終了後に医療機関、調剤薬局に作成を依頼してください。） ②医療機関、調剤薬局が発行した領収書及び診療明細書の写し ③高額療養費の支給を受けている場合は証明書の写し（限度額適用認定証、給付決定通知書等） ④夫婦の住民票 ⑤夫婦の保険証の写し ⑥印鑑 ⑦振込口座の番号、名義人がわかるもの
--------	---

問・申 役場子育て健康課 健康増進グループ ☎ 01456-2-6571
 総合支所地域住民課 健康・介護グループ ☎ 01457-6-3173